

別紙2

政治資金規正法施行規則新旧対照表

○ 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政治資金監査を行うことができない者）</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国會議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者 二 国會議員関係政治団体の役職員又はその配偶者 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国會議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者 <p>四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は法第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国會議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者</p>	<p>（政治資金監査を行うことができない者）</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国會議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者 二 国會議員関係政治団体の役職員又はその配偶者 三 法第十九条の七第一項第二号に係る国會議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者 <p>（追加）</p>

政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）

○別記様式 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 6 号様式（第 2 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区<u>又は総合区</u>の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 6 号様式（第 2 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区_____の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 20 号様式（第 12 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区<u>又は総合区</u>の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。</p>	<p>第 20 号様式（第 12 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区_____の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。</p>
<p>第 21 号様式（第 12 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区<u>又は総合区</u>の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 21 号様式（第 12 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区_____の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。</p> <p>3 (略)</p>